

第2回（R元年12月）協議会意見交換内容＜京都府警察本部からの提案議題に係る課題や取組＞

議 題	一般社団法人 京都府医師会	一般社団法人 京都府歯科医師会	一般社団法人 京都府病院協会	一般社団法人 京都私立病院協会	京都府警察医会
1 検案医師等の確保について	(課題) ・警察医については ①医師の高齢化 ②特殊な検案技術の習得が必須	(課題) ・府内警察署に1人ずつの警察歯科医が配置されているが、立場や環境によって考え方や取り組み方に差が出てしまい一貫性が保ちにくい	(課題) ・在宅診療が推進される中で、救急外来等において、死因究明の精密化を求められれば、結果として検視を要する事例が増加することが予想される ・一方働き方改革推進で、今後ますます多忙となることが見込まれる救急外来において、救急医がそうした作業に割ける時間は期待できない。 ・死因究明の適正化を図るためには、別途、検案の場や人員の確保が求められる。	—	(課題) ・警察医の死亡等交代を要する時、後任の選任に苦慮している (取組) ・知人、該当医師会長等に推薦をお願いしている
2 警察から医師への既往歴照会に対する早期回答について	(課題) ・個人情報であるため、院内で十分に確認をしてからでないと提供することができないため、情報提供に時間を要する	—	(課題) ・患者親族等に対してすら、個人情報提供への慎重な対応が求められるので、照会対応の法的根拠やその方法の整備がない以上は、慎重な対応に重きを置いた対応とならざるを得ない	—	(課題) ・検案するに当たり、即座に既往歴の情報が必要であるが、病院は回答をいただくのに時間がかかり、個人診療所は連絡がつきにくい状況で
3 医師法第21条に基づく異状死の迅速な届出について	(課題) ・かかりつけ医のいない独居者の孤独死や医療関連死（療養中の転倒による死亡事例など、医療と関係のない死亡等）に関する異状死の届出について判断が難しく、医療者と警察のとの認識にズレが生じている ・医療者が現場で迷わないような基準が必要	—	(課題) ・現場の医師等が懸念なく判断するためには、統一的で明確な基準、あるいは随時参照可能な詳細な事例の公表のいずれかが必要ではないか	(課題) ・異状死の届出について啓発を行う必要がある ・届け出るか否かの判断に迷ったときに、相談できる窓口等があればよい	—
4 医師への死体検案及び死亡時画像診断研修等の開催について	(課題) ・大規模災害への検案医の確保、在宅医療のニーズの増加に伴い、検案業務の質向上が必須 (取組) ・大学法医学教室等の協力を得ながら京都府医師会で開催を検討したい	(課題) ・死体検案や死亡時画像診断研修等が開催される際、警察歯科医も参加する必要がある ・加えて、警察歯科医の業務内容を警察医や警察に理解してもらうことにより、さらに死因究明や身元確認に貢献できるものと考えて	(課題) ・対象を明確化（幅広い医師一般か、専門的な立場の医師か、等）した上で開催すれば、より実効性が期待できるのではないか	—	—
5 大規模災害発生時の諸問題について	(課題) ・検案医の確保・体制整備が必須であり、検案医の質向上のための研修会の開催が必要	(課題) ・本会内の組織体制は構築されているので、行政含めた他団体との連携が必要 (取組) ・災害時歯科保健医療体制構築のため研修会の開催 ・「JMAT京都」協定の締結 ・「JMAT京都」研修会に参加	(課題) ・災害時は、「診療体制の維持・確保」が優先となる ・死因究明は重要な課題であるが、まずは、マニュアルの作成などが実効性があるのではないか	—	(課題) ・警察医は開業医が多く、個人の診療所を守らなければならないので、両立に苦慮することが想定される

	議 題	京都大学大学院 医学研究科 法医学講座	京都府立医科大学大学院 医学研究科 法医学教室	京都府地方検察庁	舞鶴海上保安部 警備救難課	京都府警察本部	京都府
1	検案医師等の確保について	—	(取組) ・検案訓練を行っている	—	(課題) ・舞鶴海上保安部では、検案を1人の医師に頼っている状況であり、人材の確保が急務となっている	(課題) ・警察医の高齢化に伴う後継者の確保 (取組) ・警察医に対し、毎年意向確認を行い、辞退があった場合には、後任者の推薦をお願いしている ・管轄内において複数人の警察医を確保するよう努めている	—
2	警察から医師への既往歴照会に対する早期回答について	—	(取組) ・関連病院を通じて情報提供をお願いしている	—	—	(課題) ・事件性判断のために必要であるが、迅速な回答をもらえないケースがあり、遺族への遺体の返還も遅れが生じる (取組) ・照会先病院に対して、必要性を十分に説明し、照会結果については個人情報としての取り扱いを徹底している	—
3	医師法第21条に基づく異状死の迅速な届出について	(取組) ・川端警察署と連携し、異状死があった場合は直ちに届け出るようにしている (課題) ・警察と法医学界の連携をもっと深めるべきである	(取組) ・附属病院の医療安全サポート会議等で届出を検討している	—	—	(取組) ・異状死の届出があった場合には、管轄警察署と府警察本部検視官室とで連携をとり、迅速な事案概要の把握、検視対応を行っている	(課題) ・孤独死の未然防止を図るには、地域の実態に応じた対策が必要であることから、まずはデータの収集・分析をすることが重要 (人口動態調査で明確化されない孤独死数の把握)
4	医師への死体検案及び死亡時画像診断研修等の開催について	—	(取組) ・研修会等を適時行っている	—	—	(取組) ・医師会等から要請があれば検視官を積極的に派遣し、講演等を実施している	—
5	大規模災害発生時の諸問題について	—	(取組・課題) ・京都府立医科大学では、大学内外の医師や警察を対象に、災害を想定した訓練を3年に1回実施しているが、警察は定期人事異動があるため、発展が難しい	—	(課題) ・舞鶴で大規模災害が発生した場合、遺体の安置場所の確保や身元確認が困難を極めると予想される ・関係機関との連携強化を図れるよう、常日頃から顔を見せた関係の構築が必要	(課題) ・災害発生時における検視場所、安置場所の確保(府南部・北部に1箇所ずつが理想) ・検視場所でのライフラインの確保 ・検案医師、解剖実施大学との連携や遺体搬送の問題 ・交通網遮断における解剖実施大学及びCT実施病院等への遺体返送の問題 ・検案医師との連絡体積の保持 (取組) ・大規模災害時における対応マニュアルの作成 ・災害訓練への積極参加 ・解剖実施場所の複数契約	—